

| 序 章 |

大分市緑の基本計画改定の背景

大分市緑の基本計画

1

大分市緑の基本計画改定の背景

大分市では2000年（平成12年）5月に「大分市緑の基本計画」を公表し、その後、2009年（平成21年）6月に計画を改定して、緑の保全や創出など緑に関する計画や施策について、市民、NPO、事業者、行政などが協働して取り組んできたところです。

その後、約10年が経過する中、社会情勢や自然環境の変化、当計画の根拠法である「都市緑地法」や「都市公園法」の改正など、緑の基本計画に関する状況が大きく変化し、計画の改定が必要となりました。

■ 大分市を取り巻く社会情勢、自然環境の変化

本市は、大分駅周辺総合整備事業により中心市街地は大きな変貌を遂げました。一方、少子高齢化、人口減少社会の到来を迎える中、緑に関するニーズも変化しています。これまで整備してきた公園等は老朽化が進んでおり、厳しい財政状況の中での緑の運営・管理など、緑の施策に対する新たな対応が必要となりました。

■ 地球環境問題に対する対応の必要性や意識の高まり

東日本大震災などを受け、近年、震災や風水害などの自然災害に対する意識がより一層高まっており、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題に関しても、官民を超えた取り組みが益々重要となっています。また、生物多様性確保の必要性や、環境への意識の向上などに伴い、緑に関する的確な対応が必要となりました。

■ 上位関連計画の整備

2016年（平成28年）に「大分市都市計画マスタープラン」の一部改定と「大分市総合計画」の策定がなされ、2017年（平成29年）には、「大分市環境基本計画」が改定されるなど、上位計画や関連計画の整備が行われました。

このため、緑の基本計画においても、これらの諸計画と整合を図りつつ、改めて現計画の見直しを行う必要性が生じました。

■ 根拠法等の改正

緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、2017年（平成29年）6月に、「都市公園法」、「都市緑地法」等の一部が改正されました。本市においても新法の趣旨に沿って、新たな制度の活用を含めた緑の基本計画の改定を行うことが必要となりました。

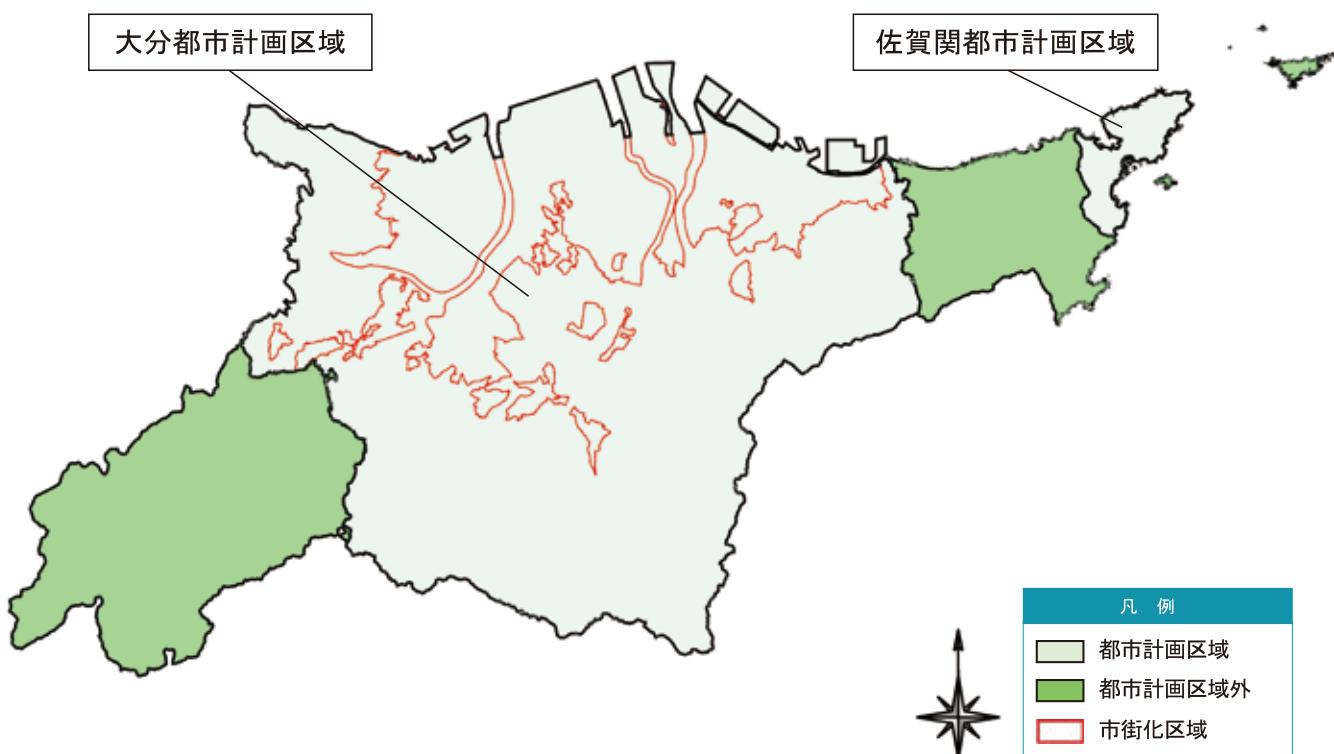
2

大分市緑の基本計画の対象範囲

大分市緑の基本計画は、都市計画区域外（野津原地区、佐賀関地区の一部）を含む、大分市域全体を対象とします。

なお、都市計画区域外の緑については基本的な方向性を示すものとします。

大分市緑の基本計画の対象とする範囲
(=大分市全域)



3

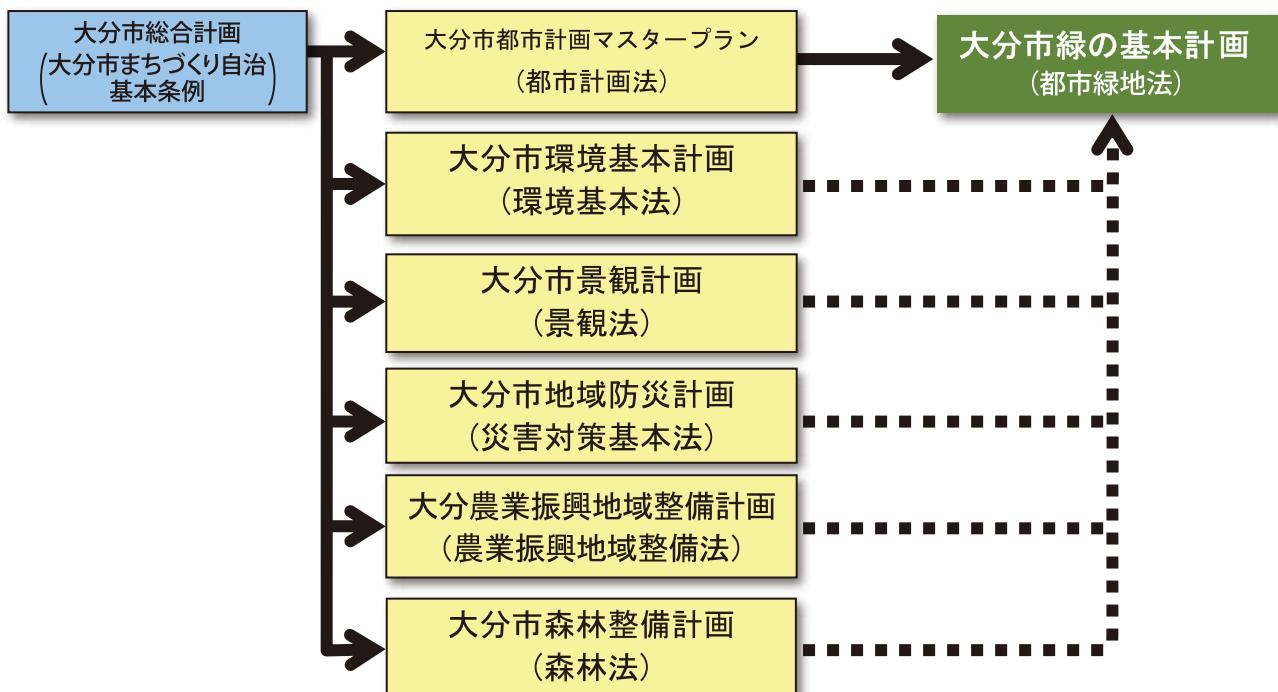
計画の目標年次

大分市緑の基本計画は、計画策定から20年後の2038年を目標年次とします。

4

計画の位置づけ

大分市緑の基本計画は、市の施策の基本となる「大分市総合計画」を支える個別計画であると同時に「大分市都市計画マスターplan」や「大分市景観計画」等と整合を図った計画です。



第1章

緑の基本計画とは

大分市緑の基本計画

1

緑の基本計画

■みんなで共につくる計画です

大分市緑の基本計画は、市民、NPO、事業者、行政それぞれが主体となり、それぞれの立場で積極的に協力・連携し、取り組むための指針となるよう、その考え方や施策等についてとりまとめたものです。

大分市の緑の大部分は民有地の緑であることから、緑を保全し、新たな緑をつくっていくためには、市民、NPO、事業者、行政が積極的に協力・連携し、取り組んでいくことが必要です。

そこで、大分市緑の基本計画は、市民と共につくる緑の総合計画としました。

大分市緑の基本計画のイメージ



基本計画という木をこれから大きく育てていくには、市民、NPO、事業者、行政という木の栄養素が必要になります。このどれが欠けても木は育ちません。

■ 法律に基づいて市町村が定める緑全般についての総合的な計画です

緑の基本計画は、「都市緑地法第4条第1項(※)」によって定められています。この基本計画は、緑の持つさまざまな役割や機能に配慮して、創意工夫を發揮しながらつくる緑の総合的な計画です。

また、まち全体の緑の保全や緑化の推進など、市の施策や事業を行う際の指針となります。

■ 市民へ公表する計画です

大分市では、「大分市緑の保全及び創造に関する条例第6条第5項（※）」により、緑の基本計画を定めたときは、市民への公表が義務づけられています。

これは、緑の基本計画を実効あるものにするために、各公共公益施設の管理者にとどまらず、市民、NPO、事業者、行政それが主体となり、積極的に協力・連携することで、まち全体の緑の保全や緑化の推進を進めていく事が不可欠という理由によるものです。

※都市緑地法第4条第1項

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

※大分市緑の保全及び創造に関する条例第6条第5項

市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

2

緑の役割

緑は、人と全ての生物が生きていくための生態系の基盤であり、地球環境を守るかけがえのない自然資源です。また、やすらぎやレクリエーションの場、地域の誇りとして、心身の健康増進に役に立つとともに、自然災害などからも私たちを守ってくれます。このように、緑には多様な役割がありますが、この計画では、緑が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの役割を考えながら、配置計画や施策を検討しています。

(1) 環境保全の役割

■ 緑は人や生物の住む環境を維持し、改善します

■ 地球環境・都市環境の保全

- ・光合成を行うことで地球温暖化の要因のひとつである二酸化炭素を吸収・固定し、大気を浄化させます。
- ・植物の蒸散作用によって、ヒートアイランド現象など気温の上昇を抑えます。
- ・街路樹などの緑は交通騒音などを緩和し、快適な都市環境をつくります。
- ・連続した緑を配置することにより、清涼な風を都市に送り込む風の道を形成します。

■ 生物多様性の確保

- ・森林や河川等の水辺地は、野生生物の生息地・生育地として生態系を維持します。
- ・緑は豊かな土壌をつくり、水を浄化します。



快適な都市環境を創る街路樹



七瀬川自然公園周辺

(2) レクリエーションの役割

■ 緑は人々にやすらぎを与え、多様なレクリエーションの場を提供します

■ 保健・レクリエーション機能

- ・緑は、人々にやすらぎやくつろぎを与え、スポーツなどのレクリエーションの場や体験学習の場を提供します。
- ・緑陰は直射日光を遮り、木漏れ日、小鳥のさえずり、小川のせせらぎなどは、ストレスを緩和させ、心をなごませる効果があります。



平和市民公園



鶴崎スポーツパーク



緑陰を創りだす緑(平和市民公園)



体験学習の場として整備されている
「水辺の楽校(がっこう)」(鶴崎地区)

(3)防災の役割

■ 緑は火災の延焼を食い止め、土砂災害を防止するなどの効果があります

■避難地・火災の延焼防止機能

- ・公園や緑地は、災害時における避難場所・救援活動などの拠点として機能します。
- ・街路樹や公園・緩衝緑地の縁などは、火災の延焼を食い止めるとともに、人々の安全な避難路を確保します。

■土砂災害防止機能・土壤保全機能

- ・森林は水をたくわえ、水害・土砂災害を防止します。
- ・樹林帯は堤防の決壊を防ぎ、災害時の被害を軽減させます。
- ・防風林は、風による被害を軽減させます。



家屋の倒壊を軽減し、避難路を確保した街路樹
(阪神・淡路大震災)
((一社)日本公園緑地協会提供)



公園に設置された仮設テント(熊本地震)
((一社)日本公園緑地協会提供)



大規模な火災から延焼を食い止めた公園
(阪神・淡路大震災)(神戸市提供)



水害被害軽減に寄与する樹林帯
(大野川樹林帯)

(4) 景観形成の役割

■ 緑はうるおいのある自然・都市景観をつくることができます

■ 自然・都市景観形成機能

- ・緑は四季を映し、風土に応じた特徴的で魅力ある街並み景観をつくります。
- ・街路樹や生垣、公園等の緑は、うるおいのある街並みや風格ある都市景観をつくります。
- ・山地の緑や水面を含む河川の緑などは、都市の骨格を形成する自然景観を構成します。

■ 歴史的風土の景観形成機能

- ・丘陵地や河川とその縁、また、農地や樹林地は、歴史・文化などと一体性を持たせることでその存在価値が高まり、個性ある地域をつくります。



緑と海の眺望景観
(関崎海星館から高島を望む)



風格ある都市景観を創る桜並木
(平和市民公園)



高崎山と田ノ浦ビーチ



野津原地区の棚田

